

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 22 年 8 月 4 日
(契約責任者) 株式会社高速道路総合技術研究所
代表取締役社長 濃 添 元 宏

記

1. 業務概要

(1) 業務名

平成 22 年度 道路交通の騒音特性に関する検討

(2) 業務箇所

東京都町田市忠生 1-4-1

株式会社高速道路総合技術研究所

(3) 業務内容

本業務は騒音予測手法の精度向上を目的として、高機能舗装Ⅰ型箇所に加えて密粒舗装箇所での騒音調査・分析を行うとともに、高機能舗装Ⅱ型の騒音低減効果について調査・分析を行う。また、高機能舗装Ⅰ型上の騒音伝搬性状に関して、舗装路面上の音響伝搬特性を把握する調査を実施し、伝搬計算への適用方法を検討する。

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成 23 年 1 月 31 日まで

2. 競争参加資格

本業務の競争に参加するためには、契約責任者が本業務に係る競争参加資格確認を行った結果、資格を有すると認められた者とする。ただし、下記(1)に該当する参加者は競争参加不適格者とみなす。

(1) 競争参加不適格者

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後 2 年間競争への参加を認めない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - 七 その他会社に著しい損害を与えた者
 - 八 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者について、競争への参加を認めない。

- 4 次の各号の一に該当すると認められる者については、競争への参加を認めない。
- 一 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 二 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる者
- (2)「中日本高速道路株式会社 平成 21・22 年度調査等競争参加資格審査」において、「環境調査」に認定されていること。
- (3)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)参加表明書の提出期限最終日から落札者決定の日までの期間に、中日本高速道路株式会社の資格登録停止措置、「地域 2」で競争参加資格停止を受けていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6)企業に必要とされる同種又は類似業務の実績
- 当該業務に参加を希望する企業は、平成 13 年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務の実績を 1 件以上有さなければならない。
- 同種業務：騒音予測に関する業務の中で、下記（i）～（ii）のいずれかを含む業務
- （i）現地での路面の吸音特性の調査・分析業務
 - （ii）現地での路面性状の調査・分析業務
- 類似業務：騒音調査または騒音予測に関する業務
- (7)配置予定管理技術者に対する要件
- ①技術者資格
- 以下の技術者資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（我が国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。
- なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出しなければならない。
- 管理技術者
- 下記（i）～（iii）のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- （i）技術士 [総合技術監理部門（建設－建設環境）または（環境－環境測定）]
 - （ii）技術士 [建設部門（建設環境）または（環境－環境測定）]
- ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上保有し、かつ当該部門に該当する業務に 4 年以上従事している者。
- （iii）RCCM [建設環境]
- ②管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績
- 管理技術者は、平成 13 年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務の実績を 1 件以上有さなければならない。
- 同種業務：騒音予測に関する業務の中で、下記（i）～（ii）のいずれかを含む業務実績
- （i）現地での路面の吸音特性の調査・分析業務
 - （ii）現地での路面性状の調査・分析業務
- 類似業務：騒音調査または騒音予測に関する業務
- ③手持ち業務量
- 平成 22 年 8 月 3 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）
- 管理技術者：契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。（管理技術者又は担当技術者として実施している

全てを記載する。)

3. 入札手続等

(1) 担当部署

株式会社高速道路総合技術研究所 総務経理部 総務課 東野 麻美
(住 所) 〒194-8508 東京都町田市忠生 1-4-1
(電話番号) 042-791-1699

(2) 契約図書の配布期間、場所及び方法

- ① 配布期間：入札公告の日から平成22年8月20日（金）まで。
- ② 配布場所：上記(1)と同じ。
- ③ 配布方法：無償で直接配布する。

(3) 入札公告等に関する質問の受付期間、場所及び方法

質問は書面（A4判たて、様式自由）により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

- ① 受付期間：入札公告の日から平成22年8月19日（木）まで。
- ② 提出場所：上記(1)と同じ。
- ③ 回答方法：書面を受理してから7日間（休日を含む）以内に回答文書を閲覧に供する。

(4) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

本業務に参加を希望する企業は、下記に示す事項に留意し参加表明書を作成し提出すること。

- ① 提出期間：入札公告の日から平成22年8月20日（金）まで。
- ② 提出場所：上記(1)と同じ。
- ③ 提出方法：提出部数は2部とし、郵送（書留郵便に限る。）すること。
- ④ 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

参加表明書の様式は、参加表明書様式 1～5 に示すとおりとし、A4 判とする。また、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

1) 企業の業務実績（参加表明書様式-2）

平成 13 年度以降に完了した業務で、企業が過去に請負った主な業務について記載する。なお、記載する業務は、記 2(6) 企業に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に 3 件まで記載するものとする。

2) 業務実施体制（参加表明書様式-3）

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を下請負、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、下請負先、委任先、協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。

ただし、業務の主たる部分を下請負又は委任してはならない。なお、「主たる部分」とは共通仕様書 1-18-1 に示す部分をいう。

3) 配置予定管理技術者の経歴等（参加表明書様式-4）

配置予定管理技術者の経歴等を記載する。なお、手持ち業務は、平成 22 年 8 月 3 日現在、国内外を問わず全てのものを記載する。また、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。

4) 配置予定管理技術者の業務実績（参加表明書様式-5）

平成 13 年度以降に完了した業務で、配置予定管理技術者が過去に従事した主な業務について、1 件あたり 1 枚に記載する。なお、記載する業務は記 2(7) ②に必要とされる同種又は類似業務とし、同種業務を優先に 3 件まで記載するものとする。また、参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。

⑤ 契約書類の写し

参加表明書様式-2 及び 5 の同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写しを提出すること。ただし、当該業務を財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)」に登録している場合は、業務カルテ (TECRIS) の写しを提出すること。なお、契約書類の写し、TECRIS 等で業務内容が確認出来ない場合は、別途確認できる資料を提出すること。

⑥配置予定管理技術者の資格の写し

参加表明書様式-4 に記 2(7)①で求めている技術者資格保有が把握できる資格等の写しを提出すること。

(5)技術提案書の提出者の選定者数

技術提案書の提出者は 3 者を選定する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合にはこの限りではない。なお、技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。また、選定するための基準は記 4 の技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準によるものとする。

(6)技術提案書の提出期間、場所及び方法

技術提案書の提出者として選定された企業は、下記に示す事項に留意し技術提案書を作成し提出すること。

①提出期間：平成 22 年 9 月 10 日（金）まで。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③提出方法：提出部数は 2 部とし、郵送（書留郵便に限る。）すること。

④技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書の様式は、技術提案書様式 1～3 に示すとおりとし、A4 判とする。また、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

なお、技術提案書は当該業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公告において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

1)業務への取組姿勢等（技術提案書様式-2）

業務への取組姿勢等を問うために、以下のテーマについて 3 枚以内で記載する。なお、取組姿勢等については、ヒアリングを実施して評価する。

【高機能舗装 I 型上の自動車走行騒音の伝搬性状に関して、舗装路面上の音響伝搬特性を把握する調査方法を提案し、伝搬計算への適用方法を記述する。】

2)その他（技術提案書様式-3）

特記仕様書（案）などに示される業務内容に対する代替案又は新規提案があれば記載する。

3)参考見積（金抜設計書に基づく）

本業務に係る参考見積を金抜設計書に基づき、総額と見積内訳を提出すること。また、参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。

なお、本業務の参考業務規模は代替案又は新規提案を含め、税込 15 百万円以内を想定している。

* 上記各期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時までとする。

* 提出期間後の追加及び差替は認めないため、提出の際は不足・齟齬がないよう十分確認の上、提出すること。

(7)技術提案書に関するヒアリング

①実施期間：平成 22 年 9 月 13 日（月）から平成 22 年 9 月 17 日（金）までのうち、当社が指定する 1 日。

②実施日時：ヒアリングの詳細日時は協議の上、決定する。

③実施場所：株式会社高速道路総合技術研究所 会議室

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- 1) 配置予定管理技術者の経歴について
- 2) 配置予定管理技術者の業務実績について
- 3) 業務への取組姿勢等（出題テーマへの理解度、業務への取組姿勢）について

⑥配置予定管理技術者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合に、技術提案書に記載された内容が確認できなかった事項は評価しない。

⑦ヒアリング時の追加資料は受理しない。説明時に提出済みの資料以外のものを持ち込んで説明することは認めない。

(8) 技術提案書の特定

技術提案書及びヒアリングに基づき、特定された者に対しては、特定通知書をもって通知する。なお、特定するための基準は記 5 の技術提案書を特定するための評価基準によるものとする。

4. 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

記 2 に同じ。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための基準は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		評価のウェイト
		判断基準	
企業の業務実績	平成 13 年度以降に完了した同種又は類似業務の業務実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種業務の実績が 1 件以上ある。 ③ 類似業務の実績が 2 件以上ある。 ④ 類似業務の実績が 1 件ある。 なお、実績がない場合は選定しない。	20 15 10 5 —
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務実施体制において、下請負若しくは委任の内容が主たる部分若しくは秘密保持に係る部分である場合には選定しない。なお、「主たる部分」とは共通仕様書 1-18-1 に示される部分をいう。	—
配置予定管理技術者の経験及び業務実施能力	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士[総合技術監理部門（建設-建設環境）または（環境—環境測定）]又は、技術士[建設部門（建設環境）または（環境測定）]を有する者。 （平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に 4 年以上従事している者。） ② RCCM[建設環境]を有する者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	5 0 —
	平成 13 年度以降に完了した同種又は類似業務の業務実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種業務の実績が 1 件以上ある。 ③ 類似業務の実績が 2 件以上ある。 ④ 類似業務の実績が 1 件ある。 なお、実績がない場合は選定しない。	20 15 10 5 —

	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が 4 億円を以て上又は件数が 10 件以上の場合を選定しない。	—
--	---------------------------	---	---

5. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価基準は、下記のとおりである。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	評価のウェイト
業務への取組姿勢等（配置予定管理技術者）	業務に関連する技術力	専門知識（高機能舗装上の自動車走行騒音の伝搬性状に関して、舗装路面上の音響伝搬特性を把握する調査方法及び伝搬計算への適用方法）の理解度	15～0
	業務の内容に対する説明力	コミュニケーション力（的確・説明力等）	10～0
	業務への取組姿勢	本業務の理解度・取組姿勢	10～0
テーマに対する記述	的確性	テーマに対する必要事項の記述 なお、必要事項の記述がない場合は特定しない	10～0 —
	実現性	提案内容の実現性	10～0
その他	特記仕様書（案）などに示される業務内容に対する代替案又は新規提案	本業務への有用性	10～0
参考見積	提案内容と見積内容の整合性	提示した業務規模と大きくかけ離れている場合は特定しない。	—

6. （非）選定理由及び（非）特定理由に関する事項

(1) （非）選定理由について

- ①参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者としての選定結果については、書面をもって平成 22 年 8 月 31 日（火）に通知する。
- ②上記①のうち非選定通知書を受けた者は、通知書に記載された日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、書面（様式は自由）により、代表取締役社長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して 5 日以内（休日を含む。）に書面で行う。
- ④非選定理由の説明請求書の受付場所及び方法
 - 1) 受付場所：記 3(1)に同じ。
 - 2) 受付方法：質問は書面（A4 判たて、様式自由）により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、毎日午前 10 時から午後 4 時まで（土日・祝日を除く）受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

(2) （非）特定理由について

- ①技術提案書を提出した者のうち、特定者としての特定結果については、書面をもって通知する。
- ②上記①のうち非特定通知書を受けた者は、通知書に記載された日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、書面（様式は自由）により、代表取締役社長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日から起算して 5 日以内（休日を含む。）に書面で行う。
- ④非特定理由の説明請求書の受付場所及び方法
 - 1) 受付場所：記 3(1)に同じ。

2)受付方法：質問は書面（A4判たて、様式自由）により、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、毎日午前10時から午後4時まで（土日・祝日を除く）受け付けるものとし、電送・電話による受付は行わない。

⑤苦情申立てに関する事項

上記(2)③の回答に不服がある場合は、同回答を受取った日から7日以内（休日を含まない。）に、書面により、代表取締役社長に対して苦情を申し立てることができる。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証 必要
- (3) 支払条件 前金払・部分払ともに無
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、記3(1)に同じ。
- (6) 記2(2)に掲げる調査等競争参加資格審査の認定を受けていない者も記3(4)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書の提出時までには当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング等の手続に要する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、その提出者を無効とする。
- (9) 記2(6)の同種又は類似業務の経験については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の経験をもって判断するものとする。
- (10) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途、国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該評者が選定を受けるためには選定通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。また、提出された技術提案書は提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (12) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (13) 技術提案書の特定後に、技術内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

以上